

「豪州市場向けスノーリゾート商品造成・販路開拓業務」

業務仕様書

令和 8 年 6 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「豪州市場向けスノーリゾート商品造成・販路開拓業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

本県のスキー場は、「高品質なパウダースノー」や「混雑の少なさ」といった強みを有する一方で、認知度の低さなどにより利用者減少が課題となっている。

このため、近年増加が顕著な豪州市場を対象に、本県スキー場へのインバウンド誘客拡大を目的として、現地旅行会社等を招請し、滞在型観光コンテンツの造成・販売の取組を推進し、一層の誘客拡大を図る。

### (2) 業務概要

本業務は、豪州市場の旅行会社等を招請し、県内主要スキー場におけるツリーランやスノーキャット体験、宿泊、温泉、飲食、文化・自然体験を組み合わせた滞在型観光コンテンツの造成・販売を推進するものである。

### (3) 業務件名及び数量

「豪州市場向けスノーリゾート商品造成・販路開拓業務」一式

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月5日（金）まで

### (5) 委託料の上限額

6,164千円（税込）

## 2 業務内容（仕様）

### (1) 豪州スキー旅行会社等の招請業務

#### ア 被招請者の選定・調整・連絡

(ア) 被招請者の人数は、4社4名以上とする。被招請者は、豪州市場における訪日旅行商品の取扱実績及び送客実績を有する者、もしくは、今後、本県スキー場におけるツアー造成・販売・送客の実現の可能性が高いと見込まれる旅行会社を提案すること。また、原則として被招請者は、訪日旅行商品の企画・造成責任者又はそれに準ずる者であること。

なお、被招請者の候補については、企画提案書に被招請者の概要（企業概要、販売チャンネル、訪日東北スキー旅行等の商品の取扱い及び送客実績等）及び選定理由を記載することとし、最終的な被招請者の選定については、県と協議の上、決定すること。

#### イ 招請の企画・実施

(ア) 実施時期については、令和9年1月頃とし、原則として県内に4泊6日以上（機中泊除く）とする。

なお、詳細な実施時期については、県と協議の上、決定すること。

(イ) 行程については、下記の行程案を参考とすることとし、本県の主要スキー場のスノーアクティビティや、周辺の温泉、歴史文化、食等のコンテンツを含んだ滞在型の行程とし、今後の商品化及び継続的な販売を見据えた最も効果的と見込まれる行程を提案すること。

なお、行程案及び選定コンテンツについては、選定理由を企画提案書に記載すること。また、最終的な行程については、県と協議の上、決定すること。

- (ウ) 招請期間中に被招請者と地域事業者との今後の商品化及び連携関係の構築を見据えた意見交換会もしくは商談会（1回）を開催し、今後の商品化及び送客実現を見据えた支援を行うこと。

#### 【行程案】

日程	内 容
1日目	日本到着 県内泊（盛岡市内）
2日目	雫石スキー場視察 県内泊
3日目	夏油高原スキー場視察 県内泊
4日目	下倉スキー場及び安比高原スキー場視察 県内泊
5日目	商談会・意見交換会開催 羽田空港移動 日本出国

#### ウ 手配業務

- (ア) 招請に必要な一切の手配、一切の連絡・調整（被招請者、受入先県内事業者等）を行うこと。
- (イ) 被招請者の航空、宿泊費、食事、訪問施設利用、国内移動関連一式の手配。
- (ウ) 行程には、添乗員（行程管理するスタッフ）（1名）を同行させること。
- (エ) 通訳ガイド（1名）を同行させること。なお、同行する添乗員が通訳業務を遂行することが可能な場合は、当該添乗員が通訳ガイドを兼ねることを妨げないものとする。
- (オ) 宿泊施設は、1室1名利用とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とする。
- (カ) 被招請者が利用するスキー場のリフト券を手配すること。
- (キ) 被招請者が利用するスキー板、スノボセットのレンタルを手配すること。
- (ク) 被招請者への県産記念品（工芸品、日本酒を想定。）の手配を行うこと。
- (ケ) 食事は、今後のツアー行程への組み込みを想定した内容とすること。宗教・食習慣・アレルギー等に対応した食事手配を行うこと。
- (コ) 招請期間中の被招請者の傷害保険を手配すること。ただし、保険料は、被招請者の負担とし、委託料に含まないものとする。
- (サ) 被招請者が利用するWi-Fiレンタルを手配すること。
- (シ) 県内移動の際の借上げの専用車（ジャンボタクシー等）を手配すること。

#### エ アンケート実施・分析

- (ア) 招請後、参加者にアンケートを実施し、報告書とあわせて提出すること。招請実施時に撮影された映像及び画像等については、報告書に掲載し、著作権等は県に帰属すること。
- (イ) 全行程終了後に被招請者からの意見徴収の時間を設けること。

#### オ その他運営に関すること

- (ア) カメラ等を用いて各日の実施内容の記録を行うこと。なお、招請の撮影にあたっては、ツアーの様子を様々な角度から撮影するものとし、県のウェブサイトやその他の広報媒体等での使用に適したものとするよう努めること。また、被招請者等関係者に対し、撮影した写真等は県のウェブサイト及びその他広報資料等において使用することについて予め承諾を得ておくこと。
- (イ) 悪天時等に備えて代替プログラムを用意すること。

## (2) 商品造成に向けたアフターフォロー業務

### ア 商品造成・販売

(ア) 招請後、招請行程内のコンテンツを含んだ旅行商品の造成を行うこと。なお、造成するツアーは、原則として盛岡拠点・岩手県内スキー場周遊型のツアーとすること。また、販売開始時期（試験販売含む）は、令和9年1月～2月を想定していること。それらの成果（販売実績・予約数を含む）については受託事業者が集約し、県に報告すること。

### イ 被招請者に対するアウトプット創出支援

(ア) 招請実施後、被招請者による視察先コンテンツへの送客又は視察先コンテンツを含む商品造成を支援し、関係会社や取引先への展開結果を報告書に記載すること。

(イ) 被招請者から情報の照会や写真等の素材提供を求められた際には、可能な限り県内各事業者から収集し提供すること。

### ウ 情報発信

(ア) 被招請者媒体等による造成コンテンツの情報発信を行うこと。

## (3) 効果測定業務

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法について示すこと。なお、測定時期は、令和9年2月とする。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

## (4) 進捗管理・業務報告等

### ア 進捗管理

本業務実施にあたっては進捗管理を行い、県が報告を求めた事項について速やかに報告すること。

### イ 業務報告

次に掲げる実績について、県に報告すること。報告にあたっては、電子媒体で提出すること。

(ア) 実績報告書

(イ) 観光コンテンツタリフ

(ウ) OTA向け掲載情報票

(エ) アンケート原本及び回答集計表

(オ) 本事業の制作物（記録写真、行程表、台本等含む）

(カ) 画像等の権利関連書類（一覧及び使用許可証等）

(キ) コンテンツ商品造成にかかる支援業務内容が確認できるもの。

(ク) コンテンツ造成内容、販売実績状況（販売した観光コンテンツの名称、販売数量、総売上および平均単価、発生した原価等）、情報発信状況等が確認できるもの。

## 3 企画提案書等

### (1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

イ 費用積算内訳書 7部（正本1部、副本6部）

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内

訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

## (2) 留意事項

- ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- エ 企画提案書はA4縦の用紙とすること。

## (3) 主な審査観点について

- ア 豪州スキー旅行会社等の招請業務
  - (ア) 企画提案の内容は、委託業務の目的や内容が十分に反映されているものになっているか。
  - (イ) 業務の各項目の提案内容に具体性、妥当性、実現性があり、優れているか。
  - (ウ) 業務の成果を高めるための効果的な発想や工夫が見られる独自の提案がなされているか。
- イ 商品造成・販売・情報発信業務／商品造成に向けたアフターフォロー
  - (ア) 企画提案の内容は、委託業務の目的や内容が十分に反映されているものになっているか。
  - (イ) 業務の各項目の提案内容に具体性、妥当性、実現性があり、優れているか。
  - (ウ) 業務の成果を高めるための効果的な発想や工夫が見られる独自の提案がなされているか。

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。ただし、連携するOTAについては、この限りではない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関して

は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

#### (6) 個人情報の保護

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

#### (7) 報告書の作成

事業完了時に事業実施内容及びその効果を定量的に評価し、報告すること。

#### (8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。